

26. 高等司法研究科

I	高等司法研究科の教育目的と特徴	26-2
II	分析項目ごとの水準の判断	26-4
	分析項目 I 教育の実施体制	26-4
	分析項目 II 教育内容	26-6
	分析項目 III 教育方法	26-10
	分析項目 IV 学業の成果	26-14
	分析項目 V 進路・就職の状況	26-15
III	質の向上度の判断	26-17

I 高等司法研究科の教育目的と特徴

1. 目的

日本社会は、現在、ひとりひとりの国民がそれぞれに社会的責任を持った主体として、自由かつ公正な社会の構築に参画することが求められる法化社会へと脱皮しつつある。それに伴い、法曹が果たすべき役割の大きさ、また期待は、かつてない高まりを見せている。こうした21世紀を担うにふさわしい法曹には、人間や社会のあり方に関する幅広い関心、そして、複眼的思考による深い洞察力、既存の法律知識を批判的に検討しながら発展させていく創造的な思考力を兼ね備えていること、そして、それらが豊かな人間性と高い倫理性に基礎づけられていることが強く求められている。

本研究科は、こうした社会的要請をふまえつつ、プロセスによる法曹養成教育の第一段階としての法科大学院制度の基本である理論と実践を架橋する実践的教育を行うことを理念としている。この理念のもと、高度な法的知識・能力、幅広い教養・豊かな人間性、厳しい職業倫理を兼ね備えた法曹、すなわち新時代を担う真の Legal Professionalの育成を目的としている。将来の法曹としての実務に必要な基礎的な知識と技能、職業倫理、理論的かつ実践的な応用能力を確実に習得させ、そのうえで、本研究科の特色を活かした幅広い複眼的な視野の涵養（文理融合の最先端分野、ビジネスロー分野、国際的分野などで活躍できる能力）が目指される。

2. 特徴

1) 教育の組織——独立研究科としての組織、他研究科との連携

本研究科は、上述の理念・目的を実現することに特化した独立研究科ではあるが、同時に、その設立基盤となった法学部・法学研究科・国際公共政策研究科との、さらには隣接社会科学系研究科（経済学研究科、社会経済研究所、コミュニケーション・デザイン・センターなど）との緊密な連携を通じて、法学の基礎的な知識・能力だけでなく、法学・政治学の先端的研究を理解する能力、企業法務といった面での応用能力、国際的な視野・素養をも涵養し、幅広い視野と複眼的な視点をもった法曹を養成することを可能にする体制をとっている。

2) 少人数教育と手厚い学生サポート

上述した法科大学院教育の理念に基づいて、双方向・多方向の授業を可能にする少人数教育を原則とすることにより、法的知識・能力の確実な習得が可能となり、学修面・生活面での手厚い学生サポートを可能にしている。

3) 理念と目的を実現する教育課程

①段階的かつ完結的なカリキュラム

学年毎に基礎から応用、応用から総合・発展へとむかう積み上げ方式のカリキュラムを設定し、とりわけ法曹としての基本的知識と能力にかかわる「法律基本科目」「法律実務科目」については段階的かつ完結的な履修が可能となっている。

②実務系科目と実務家教員の充実

多様で充実した「法律実務科目」を含む実務系科目が各学年に段階的に展開されるとともに、本学法学部・法学研究科出身者を数多く含む実務家教員が担当者として多数配置され、研究者教員との綿密な打合せに基づいて科目が運営されている。

③先端分野科目の充実

総合大学としての本学の特長を活かし、医・理工学系教員との協働のもと、文理融合の先端分野の知見を提供する科目の展開、教育開発のための共同研究、モデル的なカリキュラム提供（知的財産法プログラム）が実施されている。

④ビジネスロー科目の展開

多くの中小企業を含む独創性ある企業が活動し、実学重視の伝統を有する商都大阪地域という立地と特性を活かし、地域社会に貢献・寄与できる法曹養成（ビジネスロイヤー）に必要なビジネス法に特化した教育プログラムを提供している。

3. 想定する関係者とその期待

本研究科は、法科大学院として、21世紀を担うにふさわしい法曹の養成を、社会により期待されており、具体的には以下の関係者を想定している。

第一に、在校生である。その期待とは、法科大学院にふさわしい教育、すなわち、少人数による、基礎から応用への段階的カリキュラムの提供、理論と実務の架橋を可能にする充実した科目・教員の配置、さらに複眼的視野を持った応用能力涵養のための、大阪大学の特長を活かした先端分野科目、ビジネスロー科目、国際関係科目等の提供である。

第二に、法曹界および大阪を中心とする地域社会である。その期待は、社会とともに多様に変化する法的現実に対応できる応用能力と、幅広い教養・豊かな人間性・厳しい職業倫理に裏打ちされた法と社会そして人間に対する深い洞察力とを兼ね備えた人材の養成である。そのうえで、大阪の特性に応じたビジネス法の素養と国際的視野を有する人材の輩出が期待されている。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

1 本研究科は独立研究科であり、法務専攻のみから成っている。

2 学生数

学生定員は1学年100人、総収容定員は300人である。ただし、法学既修者については、修了年限が2年とされており、入学後直ちに2年次に在籍することとなるため、実質的な総収容定員は300人から法学既修者の1学年分を差し引いた人数である。最近のアドミッションポリシーでは法学既修者の入学者を増加させることとしており、実質的な総収容定員は今後数年で270人前後から250人前後へと推移していく予定である。

学生の現員は資料1の通りである。本研究科完成年度である平成18年度以降、実質的には総収容定員を上回っているが、今後は上述の通り、総収容定員数内で推移するよう努める。

資料1 学生数 () は女子内数

	種別	1年次	2年次	3年次	小計	合計
平成19年度	法学未修者	86(32)	98(24)	96(26)	280(82)	335(93)
	法学既修者		38(7)	17(4)	55(11)	
平成18年度	法学未修者	100(25)	84(21)	83(33)	267(79)	291(85)
	法学既修者		17(4)	7(2)	24(6)	
平成17年度	法学未修者	89(21)	85(34)	0(0)	174(55)	204(68)
	法学既修者		9(3)	21(10)	30(13)	
平成16年度	法学未修者	89(35)	0(0)	0(0)	89(35)	110(45)
	法学既修者		21(10)	0(0)	21(10)	

(出典：教務係保管資料)

3 教員数

教員数は、資料2の通りであり、法科大学院教育を行うに十分な教員数であるとともに、本研究科の教育の特徴の一つである少人数教育の実を上げるに足る教員数が確保されている。

資料2 教員数 (平成19年度現在)

教員種別	専任教員		兼任教員 ※本学他研究科専任教員 で本研究科科目担当者	法科大学院への派遣教員 ※補注参照	学外非常勤講師
	専任教員	みなし専任教員 ※補注参照			
内訳	27人	4人 ※みなし専任教員としての派遣裁判官1人を含む		派遣裁判官1人 ※みなし専任教員欄の1人とは別 派遣検察官1人	
合計	専任教員合計31人 教授26人 准教授5人		24人 教授12人 准教授11人 講師1人	合計2人	37人

※補注 みなし専任教員とは、「専門職大学院設置基準」(平成15年文部科学省令第16号)第5条第3項の定める「専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」をいい、派遣裁判官及び派遣検察官とは、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」(平成15年法律第40号)第3条の規定に基づき、法科大学院設置者(大阪大学)からの要請によって法科大学院(高等司法研究科)に派遣された裁判官及び検察官をいう。

(出典：教務係保管資料)

実務家教員については、資料3にあるように、法科大学院教育において強く要請される「理論と実務の架橋」を実現するための法律実務科目の展開に必要な教員数が確保されている。

資料3 実務家教員数（平成19年度現在）

実務家経験を有する専任教員	7人 ※みなし専任教員4人を含む
法科大学院への派遣教員	2人 ※資料2参照
学外非常勤講師としての実務家教員	34人

（出典：学生ハンドブック、シラバス）

「展開・先端科目」及び「基礎法学・隣接分野科目」について、専任教員を多数配置して充実した科目展開を可能としている（8人配置。さらに、法学研究科・国際公共政策研究科専任教員からの兼任教員を多数配置）。このうち司法試験選択科目の分野についてはすべて専任教員を配置している点が大きな特徴である（資料4参照）。

資料4 司法試験選択科目別専任教員数

倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法 （公法系）	国際関係法 （私法系）
1人	1人	1人	2人	1人	1人	1人	1人

（出典：学生ハンドブック、シラバス）

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

（観点に係る状況）

教育内容・教育方法の改善（以下「教育改善」という）に向けて、資料5のような系統的な体制をとることで、カリキュラム改革（積み上げ型学修を基本とする新カリキュラムの実施）、授業内容の改善（シラバス記載事項の整備充実による授業の達成目標の明確化）、成績評価の厳格化（「成績評価の申合せ」[資料11参照]の逐次改訂による教員の共通認識の形成・向上）、FD活動の活性化（授業参観、授業評価アンケートの実施・フィードバック）、学外との連携（ALECセンターの設置）等、教育改善に向けた実効的な活動実績をあげている。

資料5 教育改善のための組織・体制

組織・制度名	構成員・教育改善に関するおもな活動実績
教授会	教育改善に関するルール（研究科規程、内規、申合せ）を審議・決定する。
教員会議	教授会構成員及びその他の高等司法研究科授業担当者によって構成される。 教授会開始前又は終了後に、教育改善に向けて、教育の内容・方法、授業の実態・評価、学生の成績状況等を個別具体的に検討する。
執行部	研究科長、学務担当副研究科長及び管理運営担当副研究科長によって構成される。 教育改善に関する基本方針を策定する。
運営委員会	執行部、教務委員長、アドミッション委員長及び自己評価委員長によって構成される。 教育改善に関する具体的施策を決定する。
教務委員会	教育改善のために学生に対する授業評価、意見箱による学生の意見聴取、教員に対する「成績評価の申合せ」、シラバス記載事項の実質化等の周知徹底、成績評価に対する異議申立ての処理等を行う。

FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会	教員による授業参観、授業評価アンケート等を通じて各教員の授業改善を図る。
WG（ワーキンググループ）	教育内容・方法改善のために特定の課題がある際にアドホックに設置される。 カリキュラム検討WGは、平成17年6月～19年3月にかけてカリキュラムの抜本的見直しを行い、積み上げ型学修を基本に据えたカリキュラムを策定し、平成19年度からの実施を実現した。
コンタクト・ティーチャー制度（通称「CONTEA」）	各教員が1学年3～5人、合計15人程度の学生のコンタクト・ティーチャーとなり、授業・学習に関する個別的な相談・指導を行い、併せて教育改善に対する学生の要望を聴取する。
教務係	教務委員会との綿密な連携の下に、学生の学習環境の整備・改善を行う。
「アドバンスト・リーガル・エデュケーション&キャリア（ALEC）」センター	文部科学省平成19年度専門職大学院等教育推進プログラムとして採択されたプロジェクト（「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成プロセスとしての紛争処理に向けて」）を遂行するために高等司法研究科の附属機関として設置された。センター長、運営会議及び事務局を有する組織である。 専任教員や上記プログラムの資金で採用された3人の特任教授が、高等司法研究科の教育改善のために、学外の関係機関・団体とも連携しながら、公法総合演習研究会、刑事法総合演習研究会、民事法総合演習研究会、コミュニケーション能力研究会及びシミュレーション教育研究会で全体の教育内容から各科目の内容に至るまで検討する。
アドバイザーボード及び外部評価委員会	法曹養成に関して深い見識を有する学外の有識者（法学教育機関、法曹、経済界、官公界、マスコミ）から構成される。 定期的に本研究科の教育改善について外部評価・助言活動を行っている。

（出典：本研究科各委員会規定）

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る

（判断理由）

「基本的組織の編成」については、学生は毎年高い倍率の入試で選抜され、定員を若干上回る人数が確保されている。教員組織は、設置基準を十分に上回る数の専任教員が配置されているだけでなく、法科大学院教育について強く要請される「理論と実務の架橋」や本研究科の特徴である少人数教育、実務系科目の充実、先端分野科目の充実等を十分に可能にする、研究者教員と実務家教員とのバランスの取れた陣容となっている。

「教育内容・教育方法の改善に向けて取り組む体制」についても、機能分担が系統立って明確にされ、実効性ある編成となっており、既にカリキュラム改革等目にみえる実績を上げている。

分析項目Ⅱ 教育内容

（1）観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

（観点到係る状況）

1 段階的かつ完結的なカリキュラム

「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」からなる科目群のうち、前二者については、学年を重ねるごとに、基礎から応用、応用から総合・発展へとむかう積み上げ方式のカリキュラムを設定し、段階的かつ完結的な履修が意識されている（資料6・資料7参照）。その総仕上げとして、分野横断的な構成をとる公法・民事法・刑事法の各「総合演習」科目（以下「総合演習」と略称）が位置づけられ

ている。

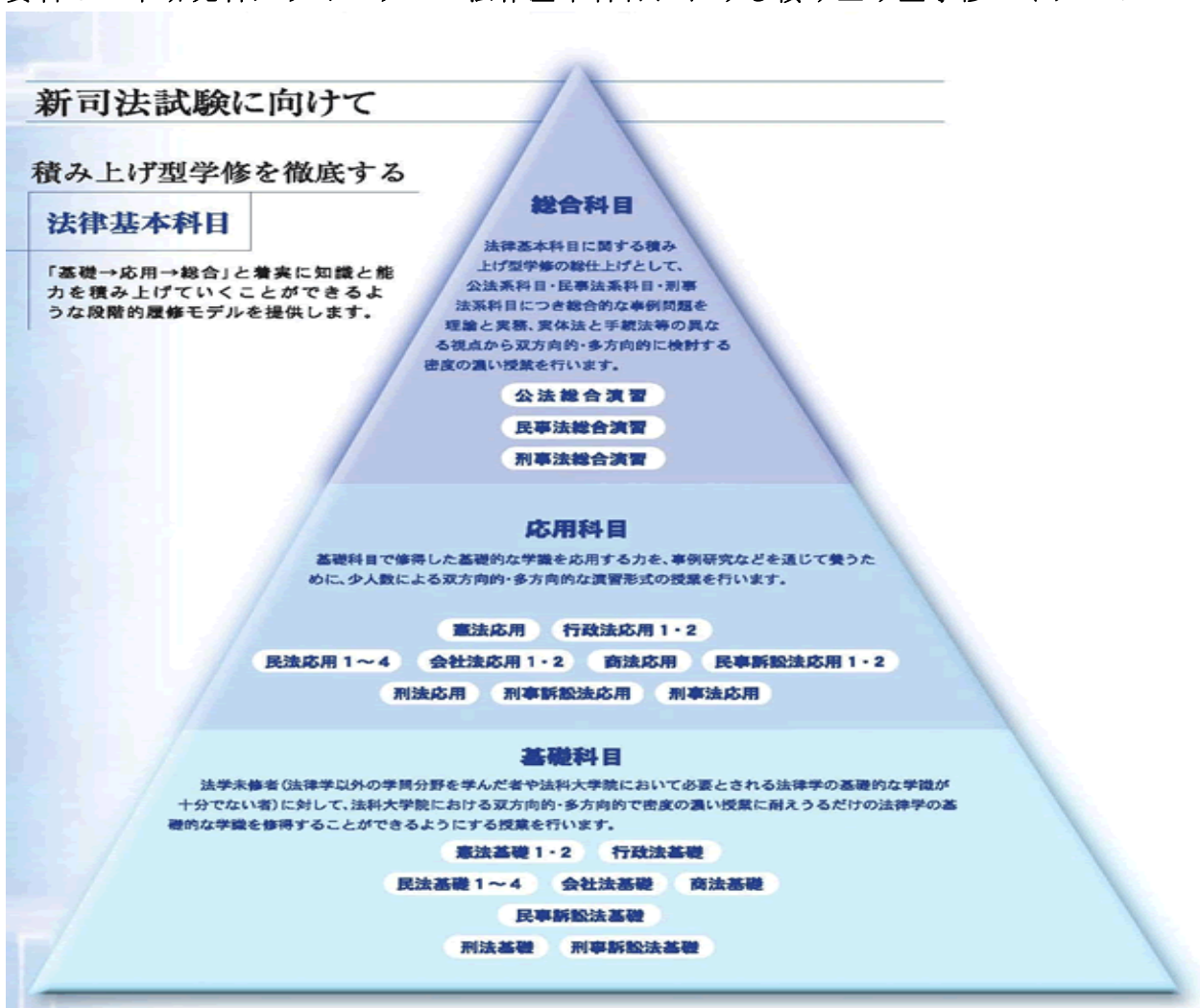
2 実務系科目の充実

資料7にあるように、「法律実務基礎科目」を含む実務系科目が各学年に段階的かつ手厚く配置されている。「展開・先端科目」中の「民事回収法演習（倒産法演習）」でも、実務家30名以上が非常勤講師として協力するなど、理論と実務の架橋が実現できている。

各科目は、実務家教員と研究者教員との綿密な打合せに基づいて運営されている。この点に関わって、前述ALECセンター（26-5資料5参照）が設立され、実務家教員と研究者教員が協働して、カリキュラム改善の検討、教育手法・教材の開発を行っている。必修科目の「法曹倫理」は、大阪弁護士会で綱紀調査員をつとめた弁護士を中心として運営され、厳格な職業倫理の習得に寄与している。

本学法学部・法学研究科出身法曹の支援が厚く、みなし専任教授・特任教授や非常勤講師などとして上記の実務系科目の授業を多数担当するだけでなく、学修の相談や就職支援などの分野でも協力を得ている。

資料6 本研究科カリキュラム 法律基本科目における積み上げ型学修のイメージ



(出典；本研究科パンフレット)

資料7 「法律基本科目群」「法律実務基礎科目群」科目一覧表

科目群	授業科目の名称	授業科目の種別	単位数	配当年次	
法律基本科目	公法系科目	憲法基礎1	必修科目	2	1
		憲法基礎2	必修科目	2	1
		憲法応用	必修科目	2	2
		行政法基礎	必修科目	2	1
		行政法応用1	選択必修科目	2	2又は3
		行政法応用2	必修科目	2	2
	公法総合演習	選択科目	2	3	
	民事系科目	民法基礎1	必修科目	4	1
		民法基礎2	必修科目	4	1
		民法基礎3	必修科目	4	1
		民法基礎4	必修科目	2	2
		民法応用1	必修科目	2	2
		民法応用2	必修科目	2	2
		民法応用3	選択必修科目	2	2又は3
		民法応用4	選択必修科目	2	2又は3
		会社法基礎	必修科目	4	1
		会社法応用1	必修科目	2	2
		会社法応用2	必修科目	2	2
		商法基礎(総則・商行為法)	選択必修科目	2	2又は3
		商法応用(総則・商行為法)	選択科目	2	3
		手形法・小切手法	選択科目	2	2又は3
	保険法	選択科目	2	3	
	民事訴訟法基礎	必修科目	2	1	
	民事訴訟法応用1	必修科目	2	2	
	民事訴訟法応用2	必修科目	2	2	
	民事裁判入門	選択科目	2	1	
	民事法総合演習	選択科目	2	3	
	刑事系科目	刑法基礎	必修科目	4	1
		刑法応用	必修科目	2	2
		刑事訴訟法基礎	必修科目	2	1
刑事訴訟法応用		必修科目	2	2	
刑事法応用		必修科目	2	2	
刑事法総合演習		選択科目	2	3	
法律実務基礎科目	法曹倫理	必修科目	2	2	
	裁判実務基礎(民事)	必修科目	2	3	
	裁判実務基礎(刑事)	必修科目	2	3	
	ベンチャー社会と法	選択必修科目	2	1,2又は3	
	刑事法律文書作成1	選択必修科目	2	2又は3	
	刑事法律文書作成2	選択必修科目	2	2又は3	
	公法訴訟	選択必修科目	2	3	
	先端訴訟	選択必修科目	2	3	
	弁護実務	選択必修科目	2	3	
	エクスターンシップ	選択必修科目	2	3	
	模擬裁判(民事)	選択必修科目	2	3	
	模擬裁判(刑事)	選択必修科目	2	3	
	リサーチ&ライティング	選択科目	2	1又は2	
	特殊講義A	選択科目	2	1,2又は3	

(出典：本研究科学生ハンドブック)

3 「基礎法学・隣接科目群」の充実

同科目群は、本研究科の「幅広い教養・豊かな人間性の涵養」という目的に関わって、幅広い複眼的な視野と理解力、コミュニケーション能力の習得を目指している。資料8からわかるように、法学・政治学研究の先端的分野、文理融合の最先端分野など、科目充実に努めると同時に、学生の履修に偏りがないようにこれら科目を選択必修科目（修了要件として4単位必修）としている。

資料 8 「基礎法学・隣接科目群」科目一覧表

科目群	授業科目の名称	授業科目の種別	単位数	配当年次
基礎法学・隣接科目	法理論	選択必修科目	2	1
	法理学	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	比較法史	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	法社会学	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	ローマ法	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	現代政治学	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	現代行政学	選択必修科目	2	1,2 又は 3
	医療と法	選択必修科目	2	2 又は 3
	法と経済学	選択必修科目	2	2 又は 3
	財務報告戦略	選択必修科目	2	2 又は 3
	ネゴシエーション 1	選択必修科目	2	2 又は 3
	ネゴシエーション 2	選択必修科目	2	2 又は 3
	特殊講義B	選択科目	2	1,2 又は 3

(出典：本研究科学生ハンドブック)

4 「展開・先端分野科目群」の充実

同科目群Aでは、資料 9 にあるように司法試験選択科目すべてについて十分な科目展開を行っている（分析項目Ⅰの叙述、資料も参照）。

また同科目群Bでは、医・理工系研究科教員と本研究科教員とが共同して文理融合の先端分野の知見を提供する科目の展開、そのための教育開発のための共同研究、特定の法分野における専門的法曹として活躍できるようなモデル的なカリキュラム(科目履修モデル)の提供（とくに知的財産法プログラム）が行われている。文理融合の先端分野で活躍する専門的・先端的能力を兼ね備えた法曹の養成が可能となっている。

資料 9 「展開・先端科目群」

科目群	授業科目の名称	授業科目の種別	単位数	配当年次	
展開・先端科目	A	民事回収法 1	選択必修科目	2	2 又は 3
		民事回収法 2	選択必修科目	2	2 又は 3
		民事回収法 3	選択必修科目	2	2 又は 3
		民事回収法演習	選択必修科目	2	3
		税法	選択必修科目	4	2 又は 3
		税法演習	選択必修科目	2	3
		経済法	選択必修科目	4	2 又は 3
		経済法演習	選択必修科目	2	3
		知的財産法 1	選択必修科目	4	2 又は 3
		知的財産法 2	選択必修科目	4	2 又は 3
		知的財産法演習	選択必修科目	2	3
		労働法	選択必修科目	4	2 又は 3
		労働法演習	選択必修科目	2	3
		環境訴訟	選択必修科目	2	2 又は 3
		環境法	選択必修科目	2	3
		国際法 1	選択必修科目	2	2 又は 3
		国際法 2	選択必修科目	2	2 又は 3
		国際私法 1	選択必修科目	2	2 又は 3
		国際私法 2	選択必修科目	2	2 又は 3
国際取引法	選択必修科目	2	2 又は 3		
B	情報法	選択必修科目	2	3	
	企業課税法	選択必修科目	2	3	
	消費者法	選択必修科目	2	3	
	金融法	選択必修科目	2	3	
	金融商品取引法	選択必修科目	2	3	
	社会保障法	選択必修科目	2	3	
	少年法	選択必修科目	2	3	
	技術知的財産法	選択必修科目	2	3	
	国際知的財産法	選択必修科目	2	3	
	ベンチャー法ワークショップ	選択必修科目	2	3	
	国際法 3	選択必修科目	2	3	
	国際民事訴訟法	選択必修科目	2	3	

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

1 学生からの要請への対応

本研究科ホームページで、カリキュラムの編成、授業の進め方、開講科目一覧を掲載して、進学のための資料として提供している。合格者専用ページを設け、入学前から事前に準備すべき文献や必読文献等も掲載している。これらの事前学習指導により、法学未修者でも、入学後すぐに始まる授業にも円滑に参加することができる。

各科目は、基礎から応用、応用から総合へと学年進行的に配置されているので、法学未修者も法学既修者も無理なく学修に取り組むことができる。法律学の理論的な土台の上に展開する実務系科目、学生が実務に触れる機会を与える「エクスターンシップ」の拡充、さらに法律学学修の総仕上げとしての「総合演習」科目（前述）は、理論と実務の架橋を教育理念とする法科大学院で学ぶ学生の要請に応えるものである。

2 地域密着型法曹・先端的分野に対応できる法曹の養成

地域性に根ざした法領域に力を発揮することを通じて、大阪という地域社会の要請に応え、かつ貢献・寄与できる法曹養成を目指すために、知的財産法・企業関係法・起業支援法の3つのプログラムを提供している。

総合大学としての特性を活かし、平成16～18年度法科大学院等専門職大学院支援プログラム「科学技術リテラシーを備えた先端的法曹養成」の取り組みの一環として、高度の科学技術の知見が必要とされる先端的法領域における専門訴訟に関する「先端系法領域論」を開発した（「先端訴訟」科目として結実）。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

「教育課程の編成」については、設立当初は、科目群の設定、各授業科目の各科目群への振分けが法科大学院設置基準等と齟齬していた点があったが、平成19年度からの新カリキュラムの実施によりこれらは一掃され、現在では適正な科目配置ができています。

研究者教員間、あるいは研究者教員と実務家教員との間で授業内容、教育方法等について定期的に綿密な打合せ等が行われ、「理論的教育と実務的教育の架橋」への配慮が適切になされている。他の科目群においても、本研究科の理念と目的を実現するのに十分な数の専任教員が配置され、また多様な科目が開講されている。

「学生や社会からの要請への対応」については、法律学の理論的な土台の上に実務系科目等をバランスよく配置する本研究科の教育課程は、法曹を志して法科大学院で学ぶ学生の要請に応えるものである。また、地域・社会の要請にも配慮した内容の教育を実施している。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

1 少人数による教育

少人数のクラス編成を原則とすることによって、法科大学院の教育理念に即した双方向・多方向の教育を可能にしている（講義形式の授業＝1クラス50人、演習形式の授業＝1クラス30人）。

2 双方向・多方向の教育

授業では、資料10にあるように、学生の能動的な授業への取り組みを促すために、担当

教員と学生間および学生相互の応答を中心としている。そのことで、学生が、授業で得た知識を、事例に適用・応用していく過程で、自分の理解した内容の妥当性を検証しつつ、実践的な知識を積み上げていくような工夫がなされている。

資料 10 本研究科の授業の進め方

・OULS[大阪大学大学院高等司法研究科の略称]は、2年次以降の法律基礎科目と他の必修科目の授業が1クラス30名程度の少人数教育です。少人数教育に基づく完全なプロセス教育を実現させ、学生の問題発見能力、問題解決能力、論理的説明能力を確実に高めます。

・授業は、双方向・対話的形式を中心とします。例えば、判例を基礎として、教員と学生が一問一答を繰り返します。これはソクラテス・メソッドと呼ばれますが、法的論理思考力を養成するために効果的な方法です。



充実した授業とするために、学生には入念な予習及び復習を求めます。与えられる授業ではありません。積極的に自ら知識を求め、考え抜く授業です。概ね1回の授業につき、予習・復習あわせて3～4時間の学習が必要になるでしょう。

もちろん、十分な予習及び復習時間を考えて、必修科目の時間割を編成しています。

他方、教員に、発問の仕方や議論の誘導方法など、高度な教育能力が要求されることは当然です。このため既に、ファカルティ・ディベロップメント委員会を組織して、教育能力を高めるための模擬授業研修・教員研修を行っています。

(出典：本研究科ホームページ)

3 厳正な成績評価

最終的な成績の評価においては、日常的な課題の提出や質疑応答を含めた授業態度を点数化することで、単発的な筆記試験のみによる成績評価を避けて、ロースクールの理念であるプロセスを重視した教育に即して成績評価を行っている。また、資料 11にあるように、厳格な成績評価を実施し、かつ成績分布についても、研究科として基準を設けて客観化し、公平性を担保している（本研究科「成績評価の申し合わせ」を参照）。

資料 11 成績評価の申合せ

平成 18 年 6 月 8 日
 改定 平成 19 年 1 月 11 日
 改定 平成 19 年 2 月 8 日

成績評価の申合せ

1 成績評価の方法

1) 成績評価の原則

成績は、原則として、筆記試験による定期試験の評点と平常点によって評価する。

教員は、定期試験の評点と平常点の割合を任意に決定できるが、その割合をシラバスに記載しなければならない（＜別紙＞シラバス記載事項のとおり）。（中略）

2) 平常点の評価

平常点は、授業への出席、授業時の質疑応答の際の発言内容、臨時試験（小テスト）、提出したレポート等により評価し、評価項目についてシラバスに明記する。

平常点の評価項目として授業への出席を掲げた場合には、必ず出欠確認を行うが、その方法は各教員の任意のものとする。

なお、欠席回数が授業回数 $\frac{1}{3}$ を超えた学生については、当該科目の単位を認定しない。

3) 定期試験の方法

教員は、定期試験の方法として、オムニバス科目以外の科目については、筆記試験を行うことを前提とし、オムニバス科目については、筆記試験とレポート試験のいずれを行うかを選択して、その選択した方法の試験を行うことを前提とする。受講生が 10 人以下となったことに基づき、筆記試験ではなくレポート試験を行う、又はオムニバス科目について平常点のみで成績評価を行うことに変更し、それによって定期試験の評点と平常点の割合を変更する場合には、受講生の人数が確定した後、直ちに受講生に通知する。

なお、原則として筆記試験による定期試験を行うことや、受講生の人数が 10 人以下の場合に成績評価の方法がシラバス記載のものとは異なる場合があることについて、学生ハンドブックに記載するなどの方法で学生に周知する。

4) 成績評価の手順

（前略）「評価の透明性」を高めるために、定期試験の評点と平常点によって成績評価を行う科目については、以下の手順に従い公正に成績評価を行う。

- ① 教員は、平常点の評価を定期試験開始までに平常点成績表（氏名が記載されたもの）に記入し、その写しを教務係に届け出る。
- ② 定期試験の答案用紙には受験者記入票番号欄のみ設け、受験生には当該学期又は当該試験ごとに配付された受験者記入票番号だけを記載させる。
レポート試験の場合、受験者があらかじめ教務係において配付を受けた受験者記入票番号のみをレポートの表紙に記入させ、受験者記入票とともにレポートを提出させる。教務係は、レポートに付された受験者記入票を回収して、教員にレポートのみを交付する。
- ③ 教員は、定期試験の評点を受験者記入票番号のみが記載された成績表に記入し、その写しを教務係に提出する。
教員は、定期試験の評価に際して、受験者が次の段階に進むことができること又は法曹を目指す者として適切なレベルに達していることを客観的に認定する絶対的な基準を決定し、この基準を満たさない者の評点は、平常点の評価と合算しても不合格となるであろう点数とする。
- ④ 教務係は、教員から③の成績表（写し）の提出を受けるのと引き換えに、受験者記入票番号、学籍番号及び氏名の記載された成績表を教員に交付する。
- ⑤ 教員は、平常点の採点結果と定期試験成績記入表の点数とを合計し、その合計点（100 点満点）をもって最終的な成績評価のための素点とする。
素点が 60 点未満の者（不合格者）については素点をそのまま評点として KOAN に入力する。この場合において、受験生に対する不合格者の割合は、5%～20%を目安とする。
素点が 60 点以上の者（合格者）については、以下の (i) (ii) の手順により相対的に決定した評点を KOAN に入力する。
(i) S・A・B・C の割合はそれぞれ合格者の 10%・20%・40%・30%を目安とする。ただし、特段の理由がない限り、S 及び A は合格者の 30%～20%（S は 10%以下）の範囲内、B は合格者の 60%～40%の範囲内、C は合格者の 30%～20%の範囲内にそれぞれ収まるようにしなければならない。なお、前記各割合の範囲から逸脱する場合には、特段の理由を成績評価に関する講評書の中で説明しなければならない。
(ii) S、A、B 又は C と判定された受験者の評点は、一定の合理的な方法により相対的に決定する。評点については小数点以下を切り捨てるものとする。（以下略）

（出典：本研究科規定）

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

1 コンタクト・ティーチャー制度

すべての教育で基本となるべき、きめ細かな指導を可能にするため、コンタクト・ティーチャー制度(通称 CONTEA)を設けている。各専任教員が、一学年あたり3～5人、合計15人程度の学生を担当する担任教員(コンタクト・ティーチャー)となり、各学期最低1回の個別面談を実施し、各学生の学修・生活状況を把握して、種々のアドバイスを与えることとしている。

2 学生カルテ(「コンタクト・チャート」)の作成

学生面談の際には、事前に過去の成績を含む教学情報からなる学生カルテ(名称は「コンタクト・チャート」。資料12参照)を個々の学生毎に用意し、これに基づいて、定期面談を実施し、面談結果を所見として記録する仕組みになっている。このきめ細かな指導・サポートを通じて、教員側から積極的に働きかけて、学生が主体的に勉学に取り組む意欲を高めることにつとめている。

資料12 コンタクトチャート(面談記録部分)のひな形

	学籍番号	氏名					
	34A09888	田中一郎					
	法科大学院進学以前の法律学の学習を経験は?(選択肢による回答)						
	4.法学部またはそれに準じる学部課程で、系統的な法律学の教育を受けるとともに、資格試験等のために相当の自学自習あるいは予備校等を利用したことがある。						
法科大学院進学前の学習状況	法律学習歴						
	△△予備校Iで6ヶ月の講習						
	出身大学・出身ゼミ等						
	〇〇大学法学部、刑法ゼミ						
面談記録1	面談年月日						
	面談者						
	面談時の所見						
	〈20070703面談記録〉授業によって、予習時間がまちまち。復習の方法もない。ライティングの量が少ない。前期に刑事系がないのは不安。民訴が苦手。勉強に取り組む姿勢や熱意はかなり評価できると思われる。条文や判例の基礎知識の習得を徹底するよう指示し、後期の面談で、どの程度消化できているかを確認することとする。						
面談記録2	面談年月日						
	面談者						
	面談時の所見						

(出典:教務係保管資料)

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、少人数教育という点で、大学評価・学位授与機構が「法科大学院評価基準要綱」で定めた基準を上回って実現されることによって、法科大学院にふさわしい双方向・多方向型授業が十全に行われる基盤が整備されている。

「主体的な学習を促す取組」については、CONTEA制度の整備によって、学習指導とサポートに関わるきめ細かい体制が整えられ実施されている。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

法曹となるにふさわしい学修成果を上げたと認められない者については修了認定をしないという厳格な修了認定につとめている。法学既修者については、入学者選抜における既修者認定試験が極めて厳格なものであったため、入学後も厳格な成績評価に十分に堪え、平成16年度入学者は全員2年間で修了できた。これに対し、法学未修者は必ずしも全員が3年間で法曹となるのにふさわしい学修成果を上げることはできず、平成19年度の修了率は85.6%にとどまった(資料13参照)。法学未修者教育は本研究科だけでなくどの法科大学院でも困難な課題として認識され改善に努めているが、本研究科も厳格な成績評価・修了認定の基本を堅持し、法曹の水準の維持・向上に寄与すべく努力を重ねている。

資料13 平成17・18年度 学位授与率

入学者数		修了者＝法務博士号取得数	修了率＝学位授与率
H16年度(2年既修者)	21名	H17年度修了生 21名	100%
H16年度(3年未修者)	81名	H18年度修了生 70名	85.6%
H17年度(2年既修者)	9名		
		いずれも休学者は除く	

(出典：大阪大学全学基礎データ)

そうした厳格な成績評価を経て認定された「法務博士」号取得者は、司法試験の受験資格を認められるが、後掲資料15にあるように、平成18年3月修了者については、平成18・19年度司法試験通じての合格率が71.4%となり、当初目標の修了者の8割合格という水準に近づいている。また、平成19年度修了者のうちの27名が司法試験に合格し、かつこれら合格者の大半が学内成績上位者であり、厳格な成績評価と修了認定を前提とした学修成果が表れているものと評価できる。

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

資料14のように、全学生を対象に「研究科アンケート」が毎学期実施され、そこでは「全体として、本研究科の学生生活に満足していますか」との質問項目を設けている。この回答を5段階評価(Aを5、Bを4、Cを3、Dを2、Eを1)とした平均値で見ると、平成16年第1学期から平成19年1学期までの各学期とも、平均値で概ね3点を上回っており、学生の多くは、本研究科の教育のあり方について概ね満足しているものと考えられる。

資料 14 高等司法研究科アンケート結果（平成 19 年度のものから抜粋）

質問事項		回収数						278		2006 2 学期	2006 1 学期
		A 強く 思う	B そう 思う	C どちら とも い えない	D そう 思 わ ない	E 全 く 思 わ ない	不 明	平 均			
[1] 全体的に											
1	全体として、本研究科の学生生活に満足していますか。	23	97	99	40	8	11	3.33	3.42	3.60	
[2] カリキュラム、時間割等について											
2	カリキュラム編成は学習しやすいものでしたか。	19	63	95	64	35	2	2.88	3.01	3.27	
3	時間割編成は学習しやすいものでしたか。	19	80	74	57	48	0	2.87	3.22	3.40	
4	シラバスの記載内容は役立ちましたか	19	87	105	53	14	0	3.16	3.49	3.65	
5	学生ハンドブックは分かりやすいですか。	22	73	118	51	12	2	3.15	3.45	3.57	

出典：高等司法研究科研究科アンケート（平成 19 年度 1 学期）より抜粋

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、平成 19 年度から、基礎から応用へという学修の進展を意識した新しいカリキュラム編成や厳格な成績評価の徹底などの取り組みの強化が行われている。この取り組みの効果が司法試験の合格者数等の形で現れるのは数年先になるが、本研究科の教育活動の成果は、学位授与率・学内成績と司法試験結果との相関性にすでに現れており、成績評価と修了認定が厳格に実施されていることは、研究科の教育の質を高める効果を上げているものと評価することができる。

「学業の成果に対する学生の評価」は、カリキュラム編成や時間割に関してはやや満足度が低いものの、概ね高いといえることができる。

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

法曹養成の第一段階を担う法科大学院に求められる法曹として必要な知識と能力の習得という面での成果のほどは、法科大学院の場合、新司法試験の合格者数・率が一つの指標となる。本研究科は、資料 15 のような修了状況にあり、また司法試験合格者・率を出している。

平成 17 年度修了生については、平成 18・19 年度司法試験を通じて 71.4%の合格率を出し、法曹養成教育の第一段階としての教育の成果をあげている。18 年度修了生については、同年度修了生のみでの合格者数・合格率の全国データが公表されていないので、正確な比較ができないが、合格率の平均をやや上回るものと考えられる。

資料 15 司法試験合格者数・率

	修了生	H18 年度			H19 年度			各年度修了生の合格率
		受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	
H18 年度修了	21	21	10	47.6	10	5	50.0	71.4
H19 年度修了	90				63	27	42.9	30.0
全体		21	10	47.6	73	32	43.8	

(出典：大阪大学全学基礎データ)

2年既修課程生と3年未修課程生の合格率は資料16の通りである。これによれば、本研究科の場合は、既修課程生に関しては、全国平均合格率(46%)を大きく上回り、未修課程生に関しては全国平均(32.3%)をやや上回る結果である。

司法試験の合格率を一つの目安とした本研究科の教育の成果は、所定の目的を果たしつつあるが、法科大学院の理念にかかわる未修の教育において、既修に比して改善の余地があることが指摘できる。

資料 16 未修・既習別の司法試験合格者数・率

	受験者	合格者	合格率		
			全体	既習	未修
H18年度司法試験	21	10	47.6	47.6	-
H19年度司法試験	73	32	43.8	68.8	36.8

(出典：法務省発表データ)

次に、本研究科は、文理融合の最先端分野、ビジネスロー分野、国際的分野などで活躍できる幅広い視野を持った能力の開発を目指しているが、この面に関しての成果が修了生についてどの程度成果を上げているか、については、平成19年11月に司法修習が修了した本研究科修了生の就職状況が一つ指標となる。現段階では、母数の少なさ(10人)と期間の短さから、データにもとづく叙述はできない状況にあるが、平成19年に司法修習を終えた修了生のうち1人が国際取引や知的財産権を扱う東京の法律事務所に就職するなどの成果を挙げつつある。

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

本研究科の教育の効果に対する外部の関係者の評価として重要なのは、司法修習の指導担当者や修了生の就職先からのヒアリング結果であるが、平成18年度の司法試験合格者が司法修習を修了し、就職して間がない平成19年度の段階では、信頼するに足るデータは存在しない。しかしながら、大阪弁護士会の修習担当者からは、本研究科修了生は文書起草能力が高いとの肯定的な評価も聞かれる。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

「卒業(修了)後の進路の状況」については、法曹として必要な知識と能力の習得という面での学生の進路状況を測る指標の一つとしての司法試験合格率は、期待された水準に到達しつつあると判断できる。ただし、所定の年限での能力・知識の確実な獲得、法科大学院の理念に即した未修者課程での教育のいっそうの充実が必要である。

「関係者からの評価」については、平成18年度修了生10名が就職し、実務についたばかりの現時点では、本研究科の修了生に対する外部からの評価をデータとして示すことはできないが、今後関係者からのヒアリング等によりデータの収集に努め、その結果を教育内容等に反映させる体制を準備しつつある。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1 「カリキュラム改革」(分析項目Ⅰ・Ⅱ)

平成19年度からの新カリキュラムの実施により、適正な科目配置とともに、基礎から応用へとむかう段階的・完結型カリキュラムが実現した。その頂点に位置する公法・民法・刑事法各「総合演習」科目が、後述事例5を通じて開発されることで、一層の教育効果を上げると考えられる。

②事例2 「先端分野科目の充実」(分析項目Ⅰ・Ⅱ)

平成16～18年度法科大学院等専門職大学院支援プログラム「科学技術リテラシーを備えた先端的法曹養成」により、高度の科学技術の知見が必要とされる文理融合の先端的法領域における専門訴訟に関する「先端系法領域論」を開発し、「先端訴訟」という科目に結実させることができた。

③事例3 「厳正な成績評価」(分析項目Ⅲ)

平常点・期末試験の採点管理、答案の匿名化、相対評価による適正な成績分布の確保といった措置を通じて、成績評価を厳格化した。法科大学院にふさわしい厳格な成績評価は、外部での学生の評価、大学自体に対する評価を高めることに貢献している。

④事例4 「少人数教育の徹底した実現」と「コンタクト・ティーチャー制度」(通称 CONTEA) (分析項目Ⅰ・Ⅲ)

少人数教育の徹底によって、法科大学院の理念に即した双方向・多方向の教育、及び CONTEA 制度と学生カルテ(通称コンタクト・チャート)による学生に対するケアを充実することができた。後者において蓄積される成績資料、面談所見は、学生個人々の特性、能力に応じた学修・生活面でのきめ細かなサポート・指導体制の構築に結びついている。

⑤事例5 「ALECセンターの活動」(分析項目Ⅰ・Ⅱ)

「アドバンスト・リーガル・エデュケーション&キャリア(ALEC)」センター(文部科学省平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成一プロセスとしての紛争処理に向けて一」による)での教育開発は、段階的・完結型カリキュラムの学修の総仕上げを行う公法・民法・刑事法各「総合演習」科目に向けての準備を、実務家特任教授と研究者教員との協働によって行うものである。このことは、法科大学院教育における「理論と実務の架橋」という意味においても、また、科目横断的な教育の取り組みであるという意味でも画期的である。また、本研究科の教育の独自性を生み出す契機になる取り組みである。

⑥事例6 教育の改善に取り組む体制の強化(分析項目Ⅰ・Ⅲ)

「運営委員会」と「FD委員会」に関しては、体制の強化がなされた。前者については、研究科長のイニシアティブの下、内外の情報を集約し、各種委員会の長を兼ねる副科長・運営委員を通じて、各種委員会との連携を図り、運営上の諸問題、学生の要望や学生の抱える諸問題への迅速な対応を可能にした。後者は、教育改善の中核として、積極的かつ組織的なFD活動を可能にした。